

# 審査基準

## 1 審査項目

項目	基準	配点
技能		
常歩脚側行進	審査犬を指導者の脚側に停座させた状態から通常ので速度で脚側についた状態による行進ができているか。	10
速歩脚側行進	審査犬を指導者の脚側に停座させた状態から速足歩行で脚側についた状態による行進ができているか。	10
遠隔による立止(待て)	審査犬を待たせた状態で指導者が移動し、立止の姿勢を維持できているか。	10
遠隔による伏臥(伏せ)	「伏せ」の号令により遠隔指示を行い姿勢を維持できているか。	10
遠隔による立止(立て)	「立て」の号令により遠隔指示を行い姿勢を維持できているか。	10
遠隔による停座(座れ)	「座れ」の号令により遠隔指示を行い姿勢を維持できているか。	10
錬成度		
犬の錬成度・意欲	常に集中力を保ち、指導者の指示に忠実に従い意欲的な動作をしているか。 評価区分 「優」30点 「良」25点 「可」20点 「否」0点	30
健康状態		
外見、仕草の確認	皮膚発疹等健康に異常が認められないか。骨格がしっかりしており、歩様が良好で、股関節・肘関節に異常がないか。年齢に応じた発育状況等であるか。(体格、毛並み、元気、歩き方、落ち着き等)	10

## 2 採点

- (1) 各審査員は項目合計を100点満点とし採点する。
- (2) 技能、健康状況の項目は減点方式で採点する。なお、減点は、各審査員の審査基準による。
- (3) 錬成度は、技能審査時の錬成度・意欲を審査し、「優」、「良」、「可」、「否」の評価区分に応じて配点する。

## 3 選定(合格)基準

- (1) 審査員5名の合計点数400点以上、かつ、各審査員の点数70点以上を合格とする。
- (2) 合格した犬の中から、合計点数が高い犬を購入する警察犬として選定する。
- (3) 同点の場合は、直轄警察犬購入契約に係る提案競技審査委員会委員長が決定する。

## 4 技能審査実施要領

別紙のとおり